第十三条　対象金融サービス提供者のための金融サービスのコンピュータ関連設備の設置

1　両締約国は、対象金融サービス提供者の情報（当該対象金融サービス提供者の取引及び運営の基礎となる情報を含む。）への締約国の金融規制当局による迅速、直接的、完全及び継続的なアクセスが金融に係る規制及び監督のために不可欠であることを認識し、並びに当該アクセスへの潜在的な全ての制限を撤廃することの必要性を認識する。

2　いずれの締約国も、対象金融サービス提供者が当該締約国の領域外において利用し、又は設置する金融サービスのコンピュータ関連設備において処理され、又は保存される情報に対し、当該締約国の金融規制当局が、規制及び監督を目的として、迅速、直接的、完全及び継続的なアクセスを認められる場合には、対象金融サービス提供者に対し、当該締約国の領域において事業を実施するための条件として、当該領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない（注）。

注　締約国は、この協定に反しない措置（第五条の規定に適合する措置を含む。）を採用し、又は維持することができる。

3　各締約国は、対象金融サービス提供者に対して当該締約国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求する前に、実行可能な範囲内で、当該対象金融サービス提供者に対し、2に規定する情報へのアクセスが不十分であることを改善するための合理的な機会を与える（注）。

注　締約国は、対象金融サービス提供者に対して当該締約国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求することができる。ただし、当該締約国の金融規制当局が2に規定する情報へのアクセスを認められない場合に限る。

第十四条　オンラインの消費者の保護

1　両締約国は、消費者がデジタル貿易を行うに当たり、当該消費者を詐欺的又は欺まん的な商業活動から保護するための透明性のある、かつ、効果的な措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。

2　各締約国は、オンライン上の商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的又は欺まん的な商業活動を禁止するため、消費者の保護に関する法律を制定し、又は維持する。

第十五条　個人情報の保護

1　各締約国は、デジタル貿易の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する（注）。

注　締約国は、プライバシー、個人情報又は個人データを保護する包括的な法律、プライバシーを対象とする分野別の法律、企業によるプライバシーに関する自主的な取組の実施について定める法律等の措置を採用し、又は維持することにより、この1に定める義務を履行することができる。

2　各締約国は、個人情報の保護であって自国がデジタル貿易の利用者に提供するものに関する情報を公表する。当該情報には、次の方法に関するものを含める。

(a)　自然人が救済を得ることができる方法

(b)　企業が法的な要件を満たすことができる方法

3　各締約国は、個人情報を保護するために両締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認識しつつ、このような異なる制度の間の相互運用性を促進する仕組みの整備を奨励すべきである。

4　両締約国は、個人情報を保護するための措置の遵守を確保すること及び個人情報の国境を越える流通に対する制限が当該流通によりもたらされる危険性との関係で必要であり、かつ、当該危険性に比例したものであることを確保することの重要性を認識する。

第十六条　要求されていない商業上の電子メッセージ

1　各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する次の措置を採用し、又は維持する。

(a)　要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッセージの現に行われている受信の防止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措置

(b)　自国の法令によって特定された方法により、商業上の電子メッセージを受信することについて受信者の同意を要求する措置

2　各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であって、1の規定に従って採用し、又は維持する措置を遵守しないものに対し、その遵守を求める手段について定める。

第十七条　ソース・コード

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の一方の締約国の領域における輸入、流通、販売又は使用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転若しくは当該ソース・コードへのアクセス又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを要求してはならない。

2　この条の規定は、一方の締約国の規制機関又は司法当局が、他方の締約国の者に対し、特定の調査、検査、検討、執行活動又は司法手続のため、ソフトウェアのソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを保存し、又は入手可能なものとすること（注）を要求することを妨げるものではない。ただし、当該ソース・コード及び当該アルゴリズムを許可されていない開示からの保護の対象とすることを条件とする。

注　ソフトウェアのソース・コードの営業上の秘密としての地位が当該営業上の秘密の保有者により主張される場合には、当該ソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを入手可能なものとすることは、当該地位に悪影響を及ぼすものと解してはならない。

第十八条　コンピュータを利用した双方向サービス（注）

注　この条の規定は、第三条の規定に従うものとする。同条の規定は、この協定の適用上、特にサービス貿易一般協定第十四条(a)の規定に基づく公衆の道徳の保護のために必要な措置のための例外が、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すことを定める。両締約国は、オンライン上の性的取引、児童の性的搾取及び売春からの保護のために必要な措置（例えば、アメリカ合衆国の千九百三十四年の通信法を改正する二千十七年のオンライン上の性的取引に対する州及び被害者による対策法）（第百十五議会第百六十四号一般法律）が公衆の道徳の保護のために必要な措置であることに合意する。

1　両締約国は、コンピュータを利用した双方向サービスをデジタル貿易を増進するために不可欠なものとして促進することの重要性（中小企業にとっての重要性を含む。）を認識する。

2　このため、4に規定する場合を除くほか、いずれの締約国も、コンピュータを利用した双方向サービスによって保存され、処理され、送信され、流通し、又は利用可能なものとされる情報に関連する損害についての責任を決定するに当たり、当該コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者を情報コンテンツ・プロバイダとして取り扱う措置を採用し、又は維持してはならない。ただし、当該提供者又は利用者が当該情報の全部又は一部を作成した場合を除く（注）。

注　締約国は、自国の法令を通じて又は司法上の決定により適用される現行の法の原則を通じてこの条の規定を遵守することができる。

3　いずれの締約国も、コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者による次の行為を理由として、当該提供者又は利用者に責任を負わせてはならない。

(a)　当該提供者若しくは利用者がコンピュータを利用した双方向サービスを提供し、若しくは利用することを通じてアクセス可能若しくは利用可能となるデータであって、当該提供者若しくは利用者が有害であり、若しくは異議が申し立てられる可能性があると認めるものへのアクセス又は当該データの利用可能性を制限するために誠実かつ自発的に行った行為

(b)　情報コンテンツ・プロバイダその他の者が有害であり、又は異議が申し立てられる可能性があると認めるデータへのアクセスを制限することができるような技術的手段を可能とし、又は利用可能とするために行った行為

4　この条のいかなる規定も、

(a)　知的財産に関する締約国の措置（知的財産の侵害に係る責任について取り扱う措置を含む。）については、適用しない。